田口卯吉著

日本開化小史

巻之一

リ伊5
433
1

15

日本外史

藏版

同文會

伊5 門り 号 498 巻 1

自序

有裂眦反脣言語激烈動作蕩々如沸者見之者曰彼怒矣有開顏解頤言笑温和擧止揚々如舞者見之者曰彼喜矣是亦可也然尚有未盡焉夫人非無因而怒者又非無緣而喜者則見喜怒之狀態而求其因緣以評其心之喜怒庶幾無誤矣歷史者古来之評也古来非一世世々非一人治亂之形勢雜沓繽紛若不能分析之未必能免皮膚之見也故史家之苦辛不在於蒐集歷代許多之狀態而在於究盡其狀態之所本也已余記此書其可悉者務詳之其可畧者務省之以期得其情雖然是原公事之餘偷少暇而成者況余之淺學寡聞安保其評喜怒之無誤耶

日本開化小史

明治十年九月

田口卯吉識

日本開化小史巻の一目録

第一章
人心の想像次第に進みし事
政府の性質政教一致となりし事
當時の風俗
佛法と神道の比較
佛法の弘まりし後想像の性質變せし事
政府の性質變ぜし事

第二章
漢學の弘まりし後の事件
唐制を模倣せし事

朝廷ふ遊惰の弊始まる事
和歌の盛になる事
平安の朝ぷ有様
諸國の人民の有様
上ぇ門閥の弊あるに故に下ぇ黨派起る事
佛法黨及武夫黨の有様
政權東國ふ移ぇる事

日本開化小史巻之一　田口卯吉著

第一章　神道の濫觴より佛法の弘まるまで

人ハ生をなからにして神威を解そほものふあらず之を解するも宗教を信ずるものふあらず之を信ずるものハ數多ぬ想像の累積せるふ因るなり余舊史を閲するに神武天皇の時既ふ神道の信仰盛んふ行ぁれたる蓋し一人の胸裏ふ成る神代ぇ就きて尊等ぅ想像せを以ふらじと因て夫の神代ぇ就きて尊等ぅ想像せら礼る事共を集め見るふ稍ぇ神道の起源と思ぇるものあるを礼ぞ之を引證ぇて其沿革を記ぇぬ蓋し

神代の諸事決して信據をべきふあらばをども到底
余が引證をは類よ事共あるふならざれぞ神道の教
神武天皇の時代ふ於きて此の如き信仰を得うたか
るべしと思へるふ且つ其も神道の發そは佛説の
移る必ぞ人の天性ふ於ていふらく導くものなくんで
あらざ故ふ先づ其天性を説きて其發するゆをん浅
解を文中論辨多きものは之が為めなり
凡そ人心の文野ふ貨財を得ふの難易と相俟て離もざ
るものならん貨財ふ富みて人心野ふる地なく人心
文にして貨財ふ乏きの國なし其割合常ふ平均を保て
る事蓋し文運は總その有様ふ渉りて異例なかるへし

抑も人間の初代ふ當てや器械を用ふるの智未だ發そ
べからざ製作の技未だ熟すべからず所謂天造の果實
葉根を集りて其食物と為し草葉樹皮残綴りて其衣服
を造る外手段なうはべし夫を智ふ物ふ接して益々廣
く情ふ事ふ試して愈よ高し人間初代の時ふ當て多く
接そる能はす多く試ふ能はざ其心豈に能く長ぞべけ
んや然うと雖も生を保ち死残避くるふ智の廣狹を云
はぞ情の高卑と論ぞべ總ての動物ふ通して違はざる
の天性ありて故ふ人間の初代ふ於くふ唯だ衣食を得ん
とは念其全腦ふ滿ちて毫も其心残他事ふ働かりぞ
祖先の事を記すふ暇ふく間接の災害を恐るは智な

一茫然天地の間ふ立て禽獣ヿ異ならず衣食是れ急ふり豈ふ死後の事を憂ふ暇あらんや故ふ霊魂不死の説未だ發せずふ(猶ほ夫の獨化の諸神茫然と一生れ茫然と一て死せるが如し)

實驗少一く密ふ成り目撃せ一處の諸物に名稱を與へ(イザナギイザナミの二尊の時より物と見ゆ其前の事知るべふ)ら器械を製そる技を知り(天の瓊矛の如きもの)弓矢を執て山野ヿ獵り竹竿を投一て江湖ヿ釣るの智あるに及て衣服を得る技術復た從前の煩を似そ食物を求ふ處亦從前の如く狹少ふ人心の及ふ處亦其區域を廣め人の疾病を見て始て其異常の有様ふ恐るの色あり(イザナギの尊ヿ請ふて曰必そ病室を窺ふふ社(イザナギの尊私ふにそ)と窺ふ其苦痛の有様と見て始て恐る色あり身体の内に色くの雷と見給ふ蓋一其轉轉の有様を見ヿ雷の如く思ひ一ふらん古事記且其病死一て後身体の活動なを有様ふ注意一又其甦生一て從前ふ異ならざる事を見て心に解せざるより頻ふ思ふを廻一て必定人の霊魂ハ身体と同一のもれふあらそ全く別ヿ存すふそのなそ身体の死そばハ霊魂の去るなそ其甦するふ霊魂の返るなり霊魂ハ死そるものふあらそと始て身後の事と心配一霊魂不死の説茂發をり是ふ於てか即(ナミ)ち二尊の時ふ見る既ふ霊魂不死の説を得て一より死後(イザナギイザナ)の語あるヿ懸念其胸中ふ満て其終ふ歸そる處と考へ詰め又更

に黄泉の語あり、曰ふ月夜見の國ふ行けりと然れど死後霊魂ハ月に移ると想像せしものう然まども未だ天堂地獄の禍福を説く程までハ心の猶豫ありしなり然まども未だ神祇を尊び怪力を敬そはの想像起らざるなり

耕作養蠶ハ道徹知りの天照太神の時五穀始て生ず瑞穂の國と稱そる亦た此時より始る然まども人民一般耕作を知ざりしあらし種々の貨物を使用そる事を解ず朋友兄弟林中ふ相會して時ふ或ハ遊戯の催しあるふ及て、天照太神天岩戸ふ閉籠りの時五百箇の御統と八咫の鏡と青和幣白和幣を懸け苹纏ひ未だ之ふ及べし人心の外物ふ接そること多く其感觸を受くる亦た少うらされど、其想像ハ唯ふ霊魂の事

黄泉の事ふ止まらず、て夫の死我避くるハ天性より不慮の厄難を避けんとの心起り是時の人間未だ道理を窮むるの知なく且つ經驗ふ乏しきが故ふ何事も皆な不慮ならばはふし總て外物の變化ふ注目して其意外ふ驚き皆な是れ怪力の致そ處と定め悚然として恐るの心ふくんばあらず而して人間交際ふ於ても敬すべき人其怒を解くをもとめて此怪力を亦た敬それば災を下さゞふと思ひ漸く之を敬そる事起れり天照太神の時始て祭衣を織る又た齋服殿の語あるを以て此怪力を敬そる事起れり天照太神の時始て祭衣を織然まども未だ祖先を尊ふの様子あるを見ざるなり

斯く怪力を敬そるの心起りてより貨財の進むふ從ひ

人心漸く過去の履歴と其祖先を尋ぬるの方向に進むより借て古を尋ぬるこゝに偏し舊き言傳ふ據らざるべうらず夫の感じ少き草昧の人心我にとう偉ありとか感ずるたる事ゝ必ず奇怪ならばるべうらざるを言傳ふるあり或ゝ十分ある言語をなく或ゝ忘れ或ゝ重大ゝ話し或ゝ臆想を交へく話しロトりロ傳へて益く轉訛しこゝ言傳なるを愈く奇異の姿を為せり而して之を聞く人又ゝ意外の事ゝ多く遭遇せる者共な化ぞ之を怪しむの心ふく終ゝ祖先は人間ゝ非ず必ず神聖の通力ありそれならんとの思を起し乃ち且つ此の人ゝ為ふ數多ゝ事件を記臆そべゝ

材能なきよりして重ふ其時代ゝ威力あるし宗家の事のみを言傳へたるぞ夫の神聖ゝ思を做さゝゝ人の子孫ゝ自ら貴種ぶりとの想像を起ぞふ至まり斯く祖先を神聖と思ひ其宗家を尊敬そふの氣ゝ歲月を經るふ從ひ各處ゝ移住すふに從ひ愈ゝ増進せざるべうらず神孫天孫等の語次第ゝ盛なる伝見て之を徹をべし斯くて其祖先を日月とし未だ進まざる人ゝ日月ゝ神とし其智の故ふ祖先を尊ふの心ゝ日月ゝ之を日月と混そるふ至まり天地創造の功をも祖先ゝ歸しそう是ふ於ゝ祖先の語漸く尊し然るども未だ其靈魂の人間ゝ利益ある事を説のざるなり

神武天皇日向の國より大和の國ふ攻め上り諸國の首

長ばらを打平け給ふ頃よりて、皇軍を渡そべきに
舩舶あらず遠征を支ふべきの糧食なきて貨財の有様亦
た舊時の比ふあらざれぞ想像の及ぶ處亦た極めて増
加をり、皇師の利あらざりし時ふ天皇の曰く吾ハ日神
の裔れり今ま日ふ向ひて戰ふ故に利ふ〳〵日ふ背きて
戰はゞ利あらんと、又た曰く我皇祖の靈や天より降鑒
し朕ゞ躬を光らし助け給ふと、而して皇祖の用ひ給ひ
し寶器も神驗あるを以て尊ま祀て神庫の内ふ納めら
るさればぞ此時既ふ祖先の靈ありて、靈ありならん且つ靈ありて
像ありならん、且つ靈ありて不死の考へより推して祖先
の靈ありて天地の内ふ坐ますと思ひ〳〵と見えたり然ばぞ

も其靈ありて神祇と稱を〳〵事あるを見ざるなり、
カミと云へる語は太古の時ふ於ては神祇と云ふ程
尊き意味あるふあらざれぞイザナギの尊を桃果と岩石
の功ありを見てカミと稱〳〵給へり、ソサノヲの尊出
雲の國ふ往き給ふとき翁媼一少女を抱て泣くを見
て尊曰く汝ぞ何者ぞ翁曰く吾ハクニツカミなりと、
神武天皇の舟師速吸の門ふ至るとき一漁人あり艇
ふ乘〳〵て来る天皇招〳〵て問ふて曰く汝ぞ誰ぞ對て
曰く臣ハ是れクニツカミなりを名を問ふ對て曰く珍
彦と日本書記をさればぞ尋常の人亦たカミと稱やり、
故ふ皇祖の靈を尊ぶ祀事あれぞもカミを尊ふの事

かゝることを尋常の人と雖も自ら稱へたる辭なるを、カミの辭尊くかしこき神武天皇以後崇神天皇以前の事ならん其間たのづうらかゝと云へる辭殘自ら稱へさる習俗ふかりし事と思はる。

神武天皇より始めて政府を日本に立く給ひしより貨財を得るの術を大ふ進歩せる姿を為さず、天皇東征の頃は土民ふ猶ほ穴居巢棲のそれあるしと代くの天皇皆な耕作養蠶の道を好み給ひて頻りふ之を土民ふ傳へ給ひしかば國中一般農民とふ社り鎌執りて豐葦原の葦を苅り鍬刺して瑞穗の國ふ穗を摘みしうば貨財を得るふ至までの煩勞を要をは事ふく人民漸く衣食の欠乏ふ苦まざるに至り、紀元七百年代の始より三韓支那の人民我國ふ來りて交易を營み有無残通せり、

國史ふ入貢と稱それども其實々交易ふり近年まで琉球より支那ふ行きて交易せしと同一ふして其一部分を政府ふ上納して其餘を以て利益を得るなり

當時彼の國ふては既ふ器物衣服を製造そるふ器械を用ふる事抔を發明して社会ふ此交易は大ふ日本ふ利益あるそれなりし又た我國を既ふ食物ふ不足かうそうは彼國の職人商人終ふそ學士まても渡り來りて其技と賣り其道を廣めそう、其後一千年代ふ及びて我兵威威ふして三韓我國ふ屬せしうば貨財の有様々愈く盛榮ふ趣々そ、

斯く貨財の進むと共に人心亦大に猶豫残得て益〻其想像を逞ふをゝ是時に當て人心既に靈塊より外ならざる事を信ーカミなれ天地ふ照臨まーまゝ事を想像せーかゞ夫の保生避死より天性ありて神に頼みて災害を除らんとの心起りー事を見るより七百年代崇神天皇の時に海内疫病流行ーて人民の大半死亡をーるを天皇大に之を患ひ給ひ神祇の咎と受けたるならんと思ひ給ひく浅茅原に幸ーて八十萬神を會ーて之をト問給ひーて大物主神侍姫に神うつゝ給ひて曰く我を祭敬をゞ疫必ず平治せんと因て之を祭り給ふに初めふゞ驗なきをゝ再三祭り給ひーふ終に疫病退〻り是をゝ八十萬の群神を祭り且つ天社國社及神地神戸を定め給へりカミの威力を現しー尊嚴を増ー神祇と同しー意味となりーゝ實に此時ふあたりーふらん是より皇居と神宮と殊分ち齋宮と申ーて天皇若ゝ親王の御女を太神に齋き候けせ給ふの例始まりー此事二千年代宇多天皇の御女まで引継けゝ日本武尊東國を征伐ー海上難風に遭ひ給ひー時難風の起るゝ海神の災なゝと想像起りて橘姫之ふ死ゝ其後此尊數多の惡神を征ー給へりー日本武の尊膽吹山に大蛇を見ら思く是惡神の使者なりと斯く神の威權次第ふ増加ー九百年代の頃に至りてゝ神意ふ悖るときゝ嚴罰ある事我想像ーて仲

哀天皇の死を神命ふ悖るの冥罰と歸り神功皇后の三韓を征し我國ふ臣從せしめ給ひしも亦た神慮と從ひ給ひしふり此時分までは神命を多くは夢と於て告げらるゝしぶ千年代應神天皇の御宇と及んでは湯起請と申して熱湯の内ふ手を入れ渥を探り其手の爛るゝと爛れざるとと以て其罪の有無を決するを是れ則ち神靈の裁判を仰ぐものなるを是と於てか神道の勢ひ最盛の點ふ達せり

さ抔ぞ人心進歩の有様を考ふるふ最初よりは全く想像を為す事なく更ふ禽獣と異ふらばそしぶ死を嫌ふの天性よりして靈魂の死せざる事と靈魂の歸する處と

を想像し次ふ死を避んとするの天性よりして自然の怪力を敬ひその心起り次ふ言傳へ粗なるふよりして祖先を神聖と想像するの心起り次ぎふ靈魂不死の考へよりして祖先の靈魂天地と照臨まします抔と想像し次ぎふ祖先の靈魂神とふりて之れ祭まぞ諸の災害を治し給ふの威力あると思ひ是より神威愈〻盛ふして人間萬般の所業を指揮賞罰せらるゝに至まり蓋し未開の世ふ當て人の心ふそ道理を窮むるの猶豫なけまぞ風浪の忽ち動き雲霧の俄ふ起るも皆な怪力ふ仕業ふ歸して相ひ戒めたり貨財を得るの術進み外物と接そる愈〻多きに及びて初め怪力の仕業ふりし事も尋

常の事となす怪力は仕業大ゝ減少すべきども人の幽瞑ふ心を注く事亦た次第に進むべければぞ怪力亦た性質と變ゝて神とふり神の領そる處次第ふ高尚幽瞑の地位ふ登まり故ゝ其尊嚴亦た隨て増加ゝ信仰の心愈ゝ深くゝて神道は基礎となをふ多き然まども未だ黄泉ゝ於て神の威力あ引事と現世の所業の善惡ふ因て死後靈魂の歸そは所ふ差別ある事を想像そるふ至らざる黄泉と云へる語ハ佛法ゝて所謂天堂地獄を兼ね称そる語なを故ゝ其想像未だ十分ふ成熟きをとも思はまざるなり

斯る勢ゝて開闢まを歳移り世代りて人心次第ふ進歩せゝそれゆゑ政府を自ら神教政府の性質を得たり神教政府とハ神の子孫萬民を治め給ふの政府ふ引神教政府の性質を得させんとて帝室ゝて務め給ひゝふも非ざ學士の之ゑ助々ゝもあらざると人心の自ら之を導きゝとふ因引故ふ神道の教愈ゝ進むふ從ひ人民の天皇ゑ尊敬そる弥益盛ふりくらど帝王と雖も綺羅錦綉の美を見ず玉樓瑤殿の榮と知り給そざゝ世なりゝらば自ら尊大ゝをらる事もなく誠ふ質素ゝて善く人民ふ近接ゝ給へり故ゝ當時智者あるふあらざ學士ありにあらざども東ゝは東國を征ゝ西ゝ海を越ゑゝ三韓を打從へ任那ふ鎮守府を立て肅慎まで從ひ靡々ゑ此等ゑ遠

征ふも天子親ら軍陣に臨み若くは皇子皇后之ふ代りて三軍を指揮し給へり是き帝家の代く聖賢ふ御座して國事ふ勤勞し給へるふあらざ時運未だ草昧を去る事遠うらざして貨財を得るの道進まざまぞ風俗未だ遊惰の弊を釀ざるなり其時代の最も著明なる人く殘數ふるふ人民ふ野見の宿禰當麻け蹶速の如きあ官吏ふ武内の宿禰の如きあ皇子ふ日本武の尊皇后ふ神功皇后の如きあ以て其時代け人情風俗を想察し得べきなり國威の海外ふ輝きし皆な此氣風の致そ處ふあらざや神道の教此の如く政治の有樣此の如く風俗人情此の如くして一千二百年代まで打繼ぎ

然るふ千三百年代欽明天皇の御宇ふ當りて意外の事件を外國ふ注入をり是き則ち三韓の一國なる百濟より佛像及び經論を獻せし事なり此時ふ當て神道の勢ひ既ふ盛ふりと雖も其信仰全く心ふ存して檢窮討論を累ねふ經論あるふあらざるなり然るふ佛法ふ於て既ふ之あ神道の諸神其威力既ふ多しと雖も僅ふ能く災害を除き所業の吉凶茂指示をるに過ざるふり然るふ佛ふ於ては一心誦名すきぞ無量無邊の福德を降そとあ神道の諸神を現身ふ罪惡茂正すふ威力ありと雖も身後の事全く關係をざるふり然るふ佛

ふ於てそ天堂地獄の因果應報を說き又た佛の冥助を得て呵責の苦役免るべしと說々き祈ぞ現身ぢ安樂を欲し身後の幸福を願ふの人心ふ最も望む處の教法なるが故ぢ佛法の渡来ぢ始りこそ神道ぞ之ふ抵抗そるぢ性質ぞ現はし饑饉疫病等の流行そるは皆な國神の怒を示し給ふ徵候ふりと稱して佛像を堀江ぢ投し寺塔を燒滅そ等の所為ありしかど暫時の後佛法の勢改復し此度そ打手變ふ饑饉疫病の流行そるは全く佛像を投し寺塔を燒滅しをふ崇なりと唱出たり斯そ千三百年代の中頃ふ神道佛法の爭起ぢて佛法黨打勝ち是より佛法の蔓延そる事極めて速なりし

盖し一生を保ち死ぞ避くるは凡ての動物ぢ存そる天性ふり人間萬般の所業其種多しと雖も要そふ此性質ぢ出でざるなし夫の貨財を積んと欲すふそ生を保つなり想像を立て相戒むるそ死ぞ避くるふり喜怒哀樂の發するふ亦た之を得るとぞ之を失ふとふ因るなり然とは雖も生や保つべからざる死や避くべからざる故ぢ死後猶ほ靈魂死せずと稱して以て其心を慰そ佛教法功ふ此性ぢ投し教を立つるそ其言ふ曰く貨財ぞ現世ふ積んと欲し安樂を後生ぢ得んと欲をぞ一心念佛すべし佛其願を達せしむと又た他人の生を損そべき所業そ人其惡行ふる事ぞ知るふ故ぢ佛法亦た曰一心稱名

きぞ即ち解脫を得る」とさ述ぞ人智の未た遠大に達せずして直接の利ふ汲くたる時ふ當くハ容易ふ貨財を得んと欲して貨財を僧尼ふ施し後生の安樂を願ひて心戔佛門ふ歸そるもの多し、千二百四十八年よそ同く八十一年ふ至るまで寺塔の建立きしを玆四十八ヶ所僧尼ふ歸そるもの千三百八十五人出來そり其後百濟大寺と稱する大なる寺を建てらるゝ時東ゟ遠江より西ゟ安藝までゟ人夫を募り材木を徵されしとなり難波の四天王寺と稱そる有名の寺も此時ふ建らまゝり抑も此時神道の想像實ふ佛法ふ及ぞざりしの共之を自然ふ任したらんふそ必ぞ修整を多体を得そりし

ならん、然るふ其未だ成らざはふ當く佛法の攻撃を受けたりしうば是ゟ神道の想像更ふ進む事ふし、聖徳太子の十七憲法第二ふ曰篤敬三寶三寶者佛、法、僧也則四生之終歸万國之極宗而て神道の事々一言も述べ給ふ事な今ゟ其想像の變そる一二戔記載をんふ聖徳太子道ふ達磨ふ逢ひ給ふ事あゟと云へり、元亨釋書ゟ見ゆ又た聖徳太子ゟ漢土の僧恵思の再來なりと稱そゟ、聖徳太子の御子山背王蘇我氏ふ滅さ戔給ふ時五色の幡般ら空中ふ照光り種くの音樂聞ゆとあゟ、又た山背王ゟ權者の化身ふりと云へり、舒明天皇の九年大星東ゟり西ふ流る音あゟ時人曰く流星の音なり僧旻曰く此ゟ天狗ふり彗星見る曰く饑饉の兆なり、夫の天堂地獄の苦樂

及び觀音菩薩如來大王明王藥師尊天地藏羅漢權者童子等ゐ神聖なる事を想像するも皆ゐ此時より始まるなり、

然りと雖も日本政府の性質ゐ實に神教政治ゐして天皇の尊きゆゑんゐ神の子孫ゐ御坐すがばかり、政令の善く行はるゝゆゑんゐ宗教の權政府ゐあるがごとくゐ故ゐ神道の勢進むゐ從ひ國家愈ゝ靜謐なるき然るゐ今や天皇自ら佛を拜し皇子自ら經論を講じ大臣自ら僧尼ゐ施恵し政府自ら寺院伐造らば夫の神教政府ゐ存する所ゐ宗門上の權威ゐ全く僧尼ゐ歸し天皇ゐ其尊威を減じ政府は其權力伐殺がき人心を得る事蓋し從前の如く容易ならはるなり、

斯く天皇ゐ尊威減ぎして大臣の專横の弊起きり佛法の信者蘇我氏の政府ゐ立ちして暗殺きらるゝ給ひし天皇あり、（崇峻）大臣ゐ意を憚りて儲位を定め給はざる天皇あり、（推古）其外ゐ擁立して奉じし天皇もあり又た掩殺をらるゝをゐ皇子あり、（穴穂部の皇子宅部の皇子及び山背大先王等なり）官吏の死をるもの亦た多し、然り而して大臣蘇我氏の病ゐ卧をし時其治せん事を祈りて出家をるもの男女一千人あり、人心の向ふ所變ずるべき事明らかなるべし、佛法の貨財分布の有様と變換せし事は著明ゐる實例伐得らたりと雖も巨大ゐる寺院も出来徒食の僧尼數多出来

一うは國内の人費極めて増加さると云はざるべからず千四百年代の始め三韓を征するの力ふうとうも政府の國内ふ費やる所大き為めならん

千四百年代の始め天智天皇藤原の鎌足と計り蘇我氏を滅し政治の有様次第ふ支那風となり此事之を次章ふ説くべし一依て前文の意を茲ふ完結さん盖し開闢まず紀元千二百年代まで神道の想像次第ふ増加し千三百年代ふ至りて佛法三韓より渡りて神道頓ふ挫くる朝廷亦た神祇を祭るの例を怠り給はざりき故ふ今雖も全く滅ぞと云ふに非此章を結ぶの時ふ當りて人心の内ふ神道佛法の二者あるて存ぞと知るべし

同攻會之印章

第二章　漢學の渡りし京都の衰へしまで

露そう春の日は朝まだ露を含む楊柳緑殘吐き風そよぐ秋の日は夕べまだ霜を帶ぶる楓葉錦を添ふ凡そ物と〳〵て外物の為めふ感染をらるゝ其狀態性質を變ざるをえやある人も亦た之ふ同〳〵抑〻衣服飲食の其狀態性質を變ぞるを言ふも更ふり風俗政制と雖も大ふ人心茂變動せ〳〵むるものあるを人心ひとり風俗政制を變ぞるものふあらざるなを

（給ひ〳〵立志篇の中ふ人民の心野な北ぞ善き政治を惡くなるとも政治惡くば民の心惡くなるふ中村正直先生の譯）

なをぞ惡き政治も善くなるとあを此事然り然れども亦た此例ふ非ざるなり〳〵事其例亦た少なからざるが如し韓子の語ふ呉王劍客を好めば百姓ふ瘢瘡のもは多く楚王細腰を好めば宮中餓死の人多〳〵と云ふ事あを此の如き事なをやふ懷ふ上古の世ふ其善惡文野を互ふ相ひ化なる者ならん

其政簡易ふ〳〵て其俗勇壯なを〳〵うば絶えて文弱遊惰の人を見ぞ日本武の武神功皇后の功あるも怪〳〵むふ足らぞ中古奈良の朝ふ於文弱の氣次第ふ蔓延〳〵平安ふ移りて後其勢最も甚〳〵其時代ふ至りてを在原の業平深草の少將清少納言紫式部ふ如き人ふ出來りて其長處を世ふ顯〳〵たり上古の時代と相距る既ふ遠〳〵を雖も人情の相異なるふ亦た驚くべきふらぞや如何ふ古ぞふいふる人情ふ至りしふ何ぞが露となりて楊柳の姿を養ひ何ぞが霜となりて錦の衣を深り〳〵かふ其を本文ふ於て說かんと欲すふ所なを

漢學の我國ふ渡ゑし事々極めて舊し三韓との交通始まりし頃より往復の文書々悉く漢字を以て記載せるが如し然れども人心上ふ效驗を起せし事ふき筏以て前章ふ於て之を說うざりしふより偖て漢學の渡りしより種々の事件我國ふ起りしうと之を概括ふ第一文學の出來し事第二政府の体裁變りし事此二つ以外ふ出でず先づ文學の事ゑ付て論ぜん漢學の未だ渡らざる代ゑは日本ふ文字全く無うゑしゑや古事記の序ふも舊辭の語あゑて舊史舊書等の事を見ず日本書記の内ふ數ふ一書と記るせるを以ゑ蓋し千三百年代推古天皇の時ゑ勅して撰ゑ出せしものを言ふならん然らんふ

ゑ是ゑ亦舊辭ゑを記載せしを以ふり然ゑぞ古代ふ未だ文字の發明なく言語を以ゑ相傳へをるものならん漢學の渡りし後直ふ其音を採ゑて其言傳を記せ古事記萬葉集ゑ類是なゑを之筏萬葉假名と言ふ其後千五百年代の始め吉備の眞備片假名を作り同し百年代の中項ふ至り僧空海平假名筏作りしと云ふ此文字の出來しゑを日本ふ文學起ゑて書物も編ま出學士を出せる事なり

第二政府の体裁變ゑし事々風俗人情ふ於ゑ大なる變異筏發せしものふまで茲ふ詳ふ之を說くべし抑ゑ神武天皇ゑを以來打續て來りし政府の建方々誠ふ質素

なるものゝて武官文官の差別もおく天皇其上に君臨して自ら萬機を統べ給へり近くは壁ふるゝ其時今の政府と云へるのは大なる庄屋の如きものゝて官吏の數も至て少く年貢は收納も極めて輕ろかりしならん舊史に記せる處に據るゝ天皇は度々田租を免し給ひし事あり政府の御入費多からんゝ如何で度々租稅を免すは事缺得ん又た度々都を遷されし事あり是れ是れ其きまゝ蠶穀の下に官民多く住み集まりたらんゝ斯く度々遷都を仰出さるゝ事々出來まじき苦なりされど上古の時代ゝは政府も至て質素ゝて都の内も人民極めて少うゝと思はるゝなり

支那と通ずるに及びて彼國の華美ゝて驕奢なる政治の仕方を目擊し朝廷ゝてゝ自國の質素にして簡易ふる小政府我恥かしく思ふの心出てゝ蓋し人々其心と其衣食の有樣を捨取をんと思ひて自己ゝ進める人民摸擬せんと欲心あり是亦死を避け生を保つの天性の次第ゝ進歩し快く生を保たんと欲心ふ出てゝそのふり夫の寡聞の博識ゝ倣はんと欲し貧賤の富貴を望むも均しく摸擬をんとの心ふ出ばゝそれなり今日開明の諸國と雖も其長技ゝ當初一人の發明ゝる所ふゝて餘ゝ皆ゝ之を摸擬をしものなり此摸擬の能ふ於ゝ最も敏捷なるゝと自ら誇ゝる日本人ぶ三韓と交通

その頃まで音ふ聞き名ふ慕ひ一國ふ和親し其風俗を見るに至りし事ふ此時こそと摸擬しそめ終ふそ全く自ら捨て、彼國の政治の有様を我國ふ移さんとする勢なりき蘇我氏の猶ほ政權伐擅ふせし頃始めて遣隋使と稱して使者を彼國ふ遣はされそ其後彼國唐の代となりてうば代くに朝廷ふ遣唐使と稱して使者を唐へ遣はされて其國の事情を實見をしめ更ふ留學生伐遣さまして其文學を學ばしめ給へり此等の人くい全く彼の國ふ風俗ふ染みて歸朝し唐風の冠を戴き唐風の衣服を着し唐詩を吟し唐音を使ひ意氣揚くとして百事唐風を戀ひそう

かく漢學の方まて留學生等ふ其道を勉勵し威風伐朝野ふ輝をし時ふ當て佛法の方まても亦た書生を唐ふ送りて其法を修業せしめたり此僧侶も上達して歸朝し奇怪なる技術を現はして說教し朝野の人を恐嚇せり斯く博士と僧侶とふ煽動をうけし摸倣ぞさよ殿上人等そいうで自ら分別あらんや何もの々連唐より渡をしもれふらんふそ惡しきをれそなもあらじと思ひしもれからさしそ彼の國ふ於ふ折合惡し儒學と佛法とふ仲善く一處ふ弘まふ一處ふ蔓延したり朝廷ふても兩なうら之を信ぜらせしかぞ漢學ふい勸學田三清行の封事ふ罪人伴の家持、越前國加賀郡、没官田一百餘町、山城國久世郡の公田卅餘町、河内國茨田澁川兩郡

の田五十五町を以て生徒の食ふを賜ひ又學生淺重く用料ふ充く歸して勸學田と云ふを給せら社て僧侶を厚く賞をらひら也佛法ふそ寺領を給せらるゝく其時の人民ゟ賤しきを有様をば差し置さて早く其政府を立派ふ為さんと企てそう人民の富を唐の如くふならしむる方法ふいい目を附けで偏ゟ朝廷ゟ唐風ふ飾り立てんと目論みそう是ゟ夫の庄屋政府を廢して八省を置き天皇自ら萬機を聞らせ給はで大臣之ゟ當ゟ數多の官員拜任して多分の給料を賜り唐風の衣服を官服と定め官階を定免服色を定め皇居を盛ゟ十二門を建てらる東ゟそ陽明待賢郁芳門南ゟ美福朱雀皇嘉門西ゟい談天藻壁敦富門北ふそ安嘉偉鑒達智門御殿そ黙宸清涼温明殿等なり百事唐制を模擬し給へり千四百年

代の始ゟゟ千六百年代の終桓武天皇の時まで政府の目的を全く此一點ふ存そふる如し是ゟゟ政治の扱方非常ふ手重ゟなりて復た古の如く廉ふる政府ゟそあらばりき其後ふ至りて其制愈く全備せしらば政府益く盛大ふな社ゟ

唐風を摸擬して斯く盛大ふる政府を立くゟ社ゞとて當時果して如何なる事務らある三韓を既ふ我有ゟあらぞ外國ゟ楽日本に来るを社至く稀ふり蝦夷ゞ時ゝ穏ふらざゟし事あ社ども其迚も左までの事ゟたらばば四方の波風静ゟして四海の内泰平を歌へりかゝる世の中ふそ八省を置き給ふとも十三階を定め給ふとも

徒ふ政府を盛大ま見せ入費を嵩ますのみふて用もおく益あなし學者あ社ども人民ふ釣合はぞ好清行の封事ふ大學の書生用ひらきざるそれ々白頭ふて飢くそとあなし其ふれ々漢學を學者と稱して營生ふ難きふ者も古鄉ふ歸りてそ學者ふ其時分の人民ふ不釣合のそれぞふり官吏ふなる其時分の人民ふ不釣合のそれぞふり官吏を多々きざども其當るべき事務少ふるく唐風を摸倣ふて當時の日本人民ふ不釣合なる政府を拵ふゆゑに數多の殿上人ぞ無聊ふ苦ふみ何ぞな遣悶の慰みもとて漸く遊情の風俗に移らんとの勢を顯ぞ斯く遊情の氣次第ふ增進そふ從ひ人倫の正ふからざるふ古來ふ風俗を大ふ禍害を世に散布ぞ抑ふ日本の古代ふあなてそ人倫正否の考々未ぐ人心ふ發ざ

ざるまや品行の一事ふ至りてい聖賢の聞えある人ふも關遺なきはあらず然きども武勇の氣盛なるふ後と雖ども其禍害ぞ未だ世ふ現ぜざるふり儒學の渡りしふば其禍害ぞ未だ世ふ現ぜざるふり儒學の渡り後頻りに無常を說き火宅と教えて夫の古法の渡りし後頻りに無常を說き火宅と教えて夫の古代ふ盛なるし武勇の氣を消耗ぞふば人心漸く柔弱となるより此柔弱の人ぞ殷富を增し盛大ふる朝廷の上ふ趨走そはふ至りても人倫の不正ふる事々依然とて改る處なかりしふば大ふ遊情の氣を助け弊風を後世ふ遺そふ至ぜり千五百年代奈良の朝廷々最も此責を免ふ社ざるなき此事ふ於てぞは肉食妻帶を戒とせる

僧侶と雖も實ふ是禍害を導きし先達なり是ゟ朝廷遊情の弊始ゟ茲を」

斯ふ弊風の朝廷ふ始まりしも時ゟ當て人心の有様を如何ふりしやを和歌の進みし一事を以て知るを得べし抑〻和歌は神代ゟ傳へ来りしものな社ども中古奈良の朝千四百年代のホゟり千五百年代の中頃まで至て數多れ名人出て萬葉集等撰ゟ社其ゟ盛んふなりしといふ按ずるふ和歌ゟた佛説ふ深みてゟり其情巧みふなりしを社ふら ん夫の戀れ情を陳むふを其前の歌ゟも多く見えゟ社ぞ古代ゟり氣風なるべく社ぎをあじなき浮世、陽炎の身、消えうする露の命なんど云へる詞の如く無常を觀

ずる思遣を佛説ゟり導きしもおならん（其後の事ども業平俊成定家等も佛説を學び其味を歌ふ適合をし人なをた僧侶ふも數多の歌人を出だせり）其後唐詩の風調ふ染みて其體をうつしへしゟを古人も記せりさまぞ和歌の体を熟視をぞ此三者ゟ成る事を知るべし而して此三者合して如何なる性質を和歌に與へたるやと尋ぬるふ蓋し見るもの聞くそれふ付て悄然と憐の情を覺え詠める事なり四季折〻の物に付け事ふ付て色〻と憐の情を起ゟ事ふりそを物の憐を觀そして衣食ふ富み勉ゟ奏して心ふ暇多く柔弱ゟして靜ふ知見ふくして癡情ふ富る人に非ざるゟをそを十分ふ盛ならしむるを得べう

らぞ此歌奈良の朝より漸く盛んふなるしさあ社ぞ其時代う殿上人の柔弱ぇ勢ひ起るし事を知るべし蓋し和歌ゐ人心う發をしそれな社ぞ之ぇ見ぇ其人心を知るを得べきものふれとも又之を讀む人をも文弱ぇ導くの性質あるボック氏英國文明史の序第五章ふして人心を化すの力なしと喋ゝ論ぞれども余ぇ學宗門等ぇ人心う發ぇる者之を信ぜぞ故ふ和歌ホ人心を化するの力あるとと言ふ目ゝ見えぬ鬼神を泣かしめ男女の中を和らげ猛き武夫の心ぇ慰むと古今集の序に記をる事實ふ然り況しや既ふ遊情ふならんと社路ふ進めゐ文弱男兒の之を見るをや夫の唐制を模擬せんと勉めたるし奈良の朝ふ於きて人心の有様既ふ此の如くな社ぞ既に十分ふ模擬しりたる平安ぇ朝に至りてぇ其勢更ふ甚しきを言はて知るべき事ふらん況してや平安の都ぇ山河ぇと多く霞を分ぇて花ふむせび錦を践みて紅葉ふ狩り公けの暇ぇて心ぇ慰め給ふべき勝景風情ふ乏しからぬをやさ社ぞ平安の都ふ移り給ひてう遊情の氣益ゝ甚しく文學ぇ其他技藝ぇ至るまで漸く艶麗ぇなりて柔弱ぇ性を含めり律令格式（弘仁格の序ゝ曰く國家制法の始ぇ天智天皇元年令二十二巻ぇ上ゐ官太子十七憲法ぇ其後の令也文徳の時藤原不比等律六巻令十一巻を撰す養老年中不比等律令を撰び各十巻と為ぇ」とあぇ然まぞ令義解ぇ其令の義を和解をしものならん然きば兵農分ゐ社しぇ後も令ぇ改まる處なのぇしゐや

撰まれ社歴史文章も編まれをど此等を却て政府を盛大ふ〳〵人民と政府と彼愈〻懸隔せ〳〵めたる媒とふをり而して朝廷遊惰の勢を益〻進めを

藤原氏ぶ権残廟堂ふ擅ま〳〵其門戸を廣るふ至りて千六百年代の始めよを門閥の勢益〻盛んふなり荘園の領主も多く出来〳〵うば文弱の風習を一層の勢を得をも蓋し〳〵文運の進むふ従ひ夫の生を保つお天性次第ふ生長〳〵生を樂むの心となを更ふ進んで快く生計を立てんとの心起るなり人お智識残琢を貨財を積まんと欲をはかた此企望ふ出ぬるもめふらん然るふ今朝廷の人て其心身を唯た快く樂むの一點ふ用ひらをき其秀才佳人多く出て朝廷ふて重く用ひらをき闘詩奉和なんど朝廷ふ〻催さる清行文時直幹融等の如き人も此闘詩奉和の仲間なりき御暇の御慰まい和琴神代よ琴箏千五百三十年清和天皇の朝ふ唐よ傳ふ笛笙鞦香香々天平年中百濟よ傳ふ碁雙六、へんくたげなんとあ宴ふを曲水ぇ宴賀ふは紅葉の賀樂ふを青海波柳花苑諷ひ物ふを今様催馬樂なんどあを皆朝廷の秀才佳人が自ら歌舞彈蹴し給ひを其技能ふ誇り給ひ〳〵處なを中ふも和歌を最も盛ふ行社を菊合給合根合艶詞合其前書を内ゝて殿上人の歌讀むと聞ゆるに宮づう〳〵の人の許ふ懸想の歌讀みを遣きとの仰ふと記せりなんど色〻と趣向残變〳〵て其優劣を試らるる時を五節の舞姫あを天武帝の時よを始る又た采女の制あを此事仁徳帝八十九重の樂悠ふ七年ふ始まる

まて玉簾の内床しくぞ見えふ許り是より於て夫の奈良の朝より次第に鬱積しつゝ文弱の空氣の中に人と成り給ひ日の目よそ當り給はで深殿の内ふ養ふ社出づるにそ牛車ふ乘り入るゝ御方々に侍き給ふ優ふやさしきまめ男、みやび男、優さ男、色このみ社男等平安城裏ふ充ち滿ちて月花賞し花をふぶめつゝ物の憐を觀し戀ふ寄て和歌をそ詠出く給ひける是より凡て實際ふ關をは事務を貴人の賤む所とふりて政府の大任なる兵食社權を皆下官伐して之を扱はしめ給へりかゝふ風俗の盛なる時ふ於さて貨財の有樣舊時よそも盛なるを言ふまでもなけきども之を作る人々其利を得ぞして門閥の官吏悉く之を得たりされど此等の人人を貨財を得んとて心伐磨く事もなく政治上の事よ付て心を勞する事もふし故よ其智や極めて小に其念や極めて偏ふり貨財に足りて充を恐るの心盛なる人人ふ智識少かるしうば物ふ恐駭する事極て甚し些細の病氣ふも物の化生靈なんとれ災う抑ゝ天魔の仕業うなと恐き給ひて僧侶神官を召して加持祈禱惡魔退治などせしめ給へり又た咒咀の事あを變生男兒の法あをて行はる此時神道佛法漸く相和して本地垂跡の說も弘まを社ど此等の事ふゝ神道佛法共よ關をうけ其後内訌を鎭め外患伐防を給ふるも神佛の威力を賴

み給へり又た怨を含んで死せし者を神と崇め尊むも此時代より始まれり此時代と至りて租税極りて強しと雖も白雉三年則ち千三百七年の詔に曰く段租稲一束半町租稲二束二把町租稲廿二束と令義解に曰く段租稲十五束と弘仁格則ち千四百七十餘年ふ上田一段稲十束中田八束下田六束下々田三束とありと云ふ佐藤信淵の農政本論に承平天慶の頃則ち千六百年代の末より保元平治則ち千九百年代の始まで七公三民の租税なりと記せり何書より引けるや詳ならず抑も当時奢侈の有様を見るべし事を知るべし

都の内さへ斯る有様なりしかど都の外さへ全く其有様を異にせり諸國の豊饒なる庄園を富める者之を領して租税を出さゞる事なし神皇正統記ふ曰く功田と云ふ事は昔より功の科ふ随ひて大上中下の四の功を立て田と頒ち給ひ絶えざらんが為に其数皆定れり大功は世に伝へ孫子に伝へ身に止るもあり又た天下を治むる事ありて其事おほく不輸の地を立くらるゝ事のおかりしふ

こゝに國ごとに守あり郡ごとに領あり一國の内皆國命の下にて治りしふ故ふ法ふ背くの民ふしは係て國司の行迹を賞罰ありしうへば天下の事掌を指すが如しと御封あり親王大臣ホ此の外宮田職田とて諸院諸宮ゝ其中ふ皆其所の正税を受取のみあるも皆國司の吏務ふて庄園多くべし中古と成りて庄園ふ領主都ゝ預所あり出此領主及び預所ゝ多く乱國ゝ成れり

置をてゝ常ゝ自うら耕作する事なく専ら弓馬鎗剣の道を嗜み心膽を剛ふし身体を強壮ゝする事のみを勉めて政治上の事件あらば第一の勳功を致して名を揚け家を起さんそれをと心懸たり京都より西ふ當まる國ごゝゝ舟都合も善く陸行も便なれゝ自ら京都の風俗ゝ染み勇壮の氣ゝ少あうまし為が關東の諸國ゝ京都ようも程遠く往復の便利も惡しうまし為ふは柔弱の弊

風ぉ染みざるしのみおらず度く戰爭あるし故に武勇の氣古より盛なりき父死すとも子を屍を越えて進み主斃るゝも臣を顧みずして向ふと云へる猛者等ぅ坂東の國こに臂を振り拳絃固らてぞ居たりける

さればぞ門閥の勢平安城裏ぉ盛ぅて血脉絃以く貴賤を論ぜず歌道を以く人材を判ち文弱なる大宮人等ぅ廟堂の特權を握るぉ及て民間ぇ於てを次第に黨派を立ちるに至り蓋し名と利と絃好むを賢不肖の差別ぉ全く人性固有のそれなり（是迄亦た生を保ち死を避くるの天性ぉ出づ）而して其名と利と絃兼祢を添ものは其時代ぉあるてを政事上の事よりも大なるぉしかり夫の命も惜まで重

賞を競ひ矢石を冒して功名を思ふ武夫が門閥の風俗を以く其進路を遮ら社柔弱男兒の為めぉ其政權を押えらきたるしうば賢不肖の差別なくをのづぅら名利の存そぉ場所ぇ蟻附して次第に強大なる黨派を集成きを

第一佛法のみは當時全く門閥の弊習を免ぅ迚つ朝廷ぇても血統人柄を問はで重ぜらるゝかぞ數多の人傑を佛法ぉ心を寄て其器量絃顯はしぅ剛勇の武夫罪を犯をしもぉ姦惡の少年身を容ぅゝに地ふきをぇも寺院ぉ投し佛門ぉ歸をぞ其刑罰を免ぅ社そうされを佛法ぃ始ぇを黨派の性質と存したり然るぉ門閥の

勢盛なるに及んで官吏を怯憶の心より之を尊崇し之に施恵したれぞ諸國の氣力ある多く之に歸依して八宗も弘まりき

三論宗は千二百八十五年に高麗の僧惠灌之を弘む唯識は千三百十三年漢土の僧鑑眞之を弘む律宗は千三百九十三年河内國の僧惠訓之を弘む天台宗は千四百十二年近江の國滋賀郡の僧最澄之を弘む眞言宗は千四百六十二年十六年讃岐國多度郡の僧空海之を弘む禪宗は千七百十四年備中國の僧榮西之を弘む臨濟曹洞黄蘗等々は千八百四十五年派ふり浄土宗は千八百四十五年美作國の僧源空之を弘む其後我國にて一向宗と法華宗との二宗起りき

一向宗は平安の僧親鸞之を弘む法華宗は安房國長狹郡の僧日蓮之を弘む都合十宗ぶりとなりき

朝廷其學ぶ處を文學を琢き人を賢しき生れあまざも延ふて之を重遇きらきけるも

性理を窮むるにあるを其職とする所々人民を教導し朝野の尊信を受くべきものなれぞ其威力を歳ふる盛なり然して其内部の有様を見るに數多の土地を領して自ら之ぶ支配を為し巨萬の僧侶を養ふて自ら之が懲罰を行ひ之が首領を撰び之が規則を立つるも皆な自ら行へり又た新ふ寺院を起し堂宇伽藍を建る事あると きは之を勸進帳を捧て十方檀那まを奉加を受け其費用を辨じ之を實ふ佛法の黨中ふ々王政の及ばざる獨立國の姿あるき千七百年代に末關白延暦寺の座主を定めんとして山徒服せぞ始りて敷訴の事あるより常ふ軍馬を蓄へ甲兵を蓄へ少しく意ふ滿たざる事あれぞ三千の僧軍神輿を奉々て朝廷ふ敷訴を一事數くなり此時ふ當ふ最も強大なるを以て延暦寺園城寺東大寺興

福寺等ニて各寺相嫉みて攻撃せし事もあり又た武夫黨と鬪爭せし事もありき

第二武夫黨の如きも佛法黨の如く自由ならざりしや處として之ふささるなども當時の氣風に適せしや然るに諸國の夫れ天下の政權を任すべき夫れ是亦門閥の弊習の致す處ならんや然るに諸國の武夫を唯其動作の野なるが為めに夷(えびす)と賤きもの豈ふ特に藤原氏の人に限らんや然るに諸國の膽力ある武夫を唯其動作の野なるが為めふ夷(えびす)と賤き之ふ將そるべき大將そら實際其事に關をるが為ふ賤き扨て廟堂の上ふ齒をばるふ至まり抑くかゝる所置を為そものは誰ぞやと問へや則ち露と消ぬべき文弱の人くふりさ扨ぞ千六百年代の末千七百年代の始

りふ及びて武夫黨の内ふ羨みて奪んと欲をはそれあり（平將門　藤純友）千七年代の中頃私ふ兵戈弄して相戰ふもあり（平維衡　平致賴）同百年代の末又た叛くもあり（平忠常）千八百年代の始め奥ふ前九年の亂あり（武衡　家衡）同百年代の中ふ久しうらぞして後三年の亂あり（安倍賴時　同貞任の亂なり）其後ろふ配所ふ赴かぞして叛くものあり（源義親）此等を皆な武夫黨の亂ふして其都途朝廷の危き事實ふ浮雲の風ふ漂へるが如くありしが將校の特權を得うふ宗家ふ及びて武夫ふ心殘得たりしものあり遂ふ僅ふ之を鎭定そる事を得そう夫の武夫ふ之ふ從屬をし所以のものふそ朝廷ふて諸國の武夫を對遇そる事全く無り

しは忽に將家を據らず社ぬ實ふ顯達の道なけまでる
り故ふ朝廷ふ叛きし黨派の鎮定すふふ從ひ將家の黨
派愈く強大と成りより此黨ふ居る者ぬ全く將家ぬ申
立故以く恩賞をも蒙り武名をも傳ふる事なまぬ其年
所を經るふ從ひおのづから君と臣とぬ如き姿となり
自ら將家の家人と稱し普代恩顧の良黨と唱へて相誇
り遠き國く社武夫までも皆な其家人良黨たらん事と
願へり千八百年代の中頃よの數多の小武夫の黨く全
く將家の黨派ふ吸收せら社源平二氏を仰ぎて顯達を
求め心を朝廷ふ寄をるふのとてを六十餘州の内其跡
を絶ちたり

此佛法武夫の二黨派ぬ名こそ相異なれ其性質ふ至て
ぬ均しく皆な武邉の強黨なり此大黨派の次第ふ凝成
をる折しも朝廷ぬ依然として門閥の舊弊を固守し春
宵秋夜の榮華ふ酔りて方ふ花下月前の御慰あをりう
彼の勇敢ふる武夫惡僧の集成をる強黨社上ふ此文弱
ふる大宮人の充滿せる門閥政府を立つ其政府豈に能
く久を保たんや然るふ其政府ぬ強黨の為めふ破まず
して内部より潰えんとをほの姿となれり千九百年代
の始ふ至りて人倫の正しからざるよを發しをる皇統
の爭ひ都の内に起れり人倫の亂社し世の中社戰なま
ぞ醜き事共多うをし新井君美ぶ父たらば子子さら

ず兄兄をらず弟弟たらず夫夫をらず婦婦をらぞ君君をらず臣臣たらぞと評をしも此時の戰ふり之を保元の亂と稱を

此戰ふ於て源平の二黨大に動功を立て文弱の人々其冗官を忝事を現はしをうな社ぞ朝廷の威權復た黨派を制をべうらぞして源平の二黨相軋轢して終ふ兵端を開く之を平治の亂と稱を此戰ふ於て源氏の一黨其首領を失ひ各所ふ散布して復た統一すふ所ふらず而して平氏の黨全く政權を占めたり

平氏ふ武夫の心ふ得をる家柄ふて其力ふ以て政權を得をうしをて其勢一時烈火ふ如く生殺予奪ふ權も全く之ふ歸し六十餘州の内半を其所有とふるふ至まり是ふ於てふ夫の文弱なるまめ男、優さ男、みやび男、色ごのみの男なんど沒朝廷ふを追ひ降ふ遠流ふ死刑ふ同族の子弟を以て其官職を繼がふ免終ふいふ法皇を幽閉し天皇を降ふ奉るの所業あるふ至まり當時の人之を評ふて平氏の人ふあらざるそれ人ふあらざぶるそれ人ふあらぞと云へり斯く平氏が政權を其一門ふ專有をるふ及ひて其一族ふ藤原氏以來の文弱ふ感染をら社詩歌管絃の遊技ふ心ふ寄せ醉時の間ふ其狀態人情まで純然たる藤原氏流の人物ふ成りおをふ此時ふ及で東北勇壯の武夫黨ふ再び源氏の旗下ふ統

一一て驕る平家を打滅し名を揚げ家を興さんと數千
流の白旗をば筑波嵐に打靡かし幾萬の甲冑は袖を越
路の月に輝かして都を差してぞ攻上まう平安城裏
は人こそ眼に見えぬ鬼神をこそ憐と思ひそべけき如
何で剛勇無雙の猛者に敵そ得ん衣冠劒履東西に
迷ひ粉面涅齒路傍に倒連僅うに一二年の間に都の内
を追拂ひ社西海の波に漂ひ空しく水屑と消失をそう
實に千八百四十五年の事なそ蓋し唐制を摸倣して政府
を盛大にし事なそに官吏を增し益ゝ事務を廣け
給ひすかゞ遊惰の氣風次第に鬱積し官位の高き人ほ
ど國事に關與せずして廟堂の上詩歌管絃の戲場とふ

ふ至れり嗚呼此の如き政府豈に能く久しうらんや
此の如き帝都豈に能く政權の地たらんや其東國に移
る蓋し一二の庸主凡相の罪に歸すべうらざるもあ
らん

明治十一年二月廿六日版權免許
同十七年二月廿八日再刻御届
同十七年四月十五日出版

靜岡縣士族
田口卯吉
東京牛込區牛込北山伏町四十三番地

東京
書林
賣捌

日本橋通一丁目　北畠茂兵衛
同　通二丁目　稲田佐兵衛
芝三島町　山中市兵衛
淺艸茅町二丁目　北澤伊八
小石川大門町　青山清吉
日本橋通三丁目　丸屋善七
同通二丁目　小林新兵衛